

【資料2】

税関における知的財産侵害物品の 水際取締りについて



財務省関税局



税関マスコットキャラクター
(カスタム君)

水際取締りの対象となる知的財産侵害物品

(関税法第69条の2第1項、第69条の11第1項)

【輸出してはならない貨物】

(1) 麻薬等の不正薬物

⋮

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品

(4) 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為を組成する物品

【輸入してはならない貨物】

(1) 麻薬等の不正薬物

(2) けん銃、小銃、機関銃等

⋮

(9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

(10) 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為を組成する物品

関税法第69条の11における「輸入してはならない貨物」の考え方

(平成18年「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」より)

- ① 知的財産法により、関税法上の「輸入してはならない貨物」の輸入に係る罰則と同程度の罰則の適用をもって輸入行為が禁止されていること
- ② 知的財産侵害物品の輸入を禁止することは、国民の健康・安全、経済秩序の維持といった社会公共の利益の保護の観点から特に必要かつ重要であり、税関をして積極的に水際取締りを行わせ、その輸入禁止の実効を期すことについて国民的なコンセンサスがあると考えられること
- ③ 知的財産侵害物品が国内に流入することにより、社会公共の利益が著しく損なわれ、又はそのおそれがあると考えられること

水際取締りに関する手続

【認定手続】

○関税法第69条の12第1項

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品に該当する貨物があると思料するときは、知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）を執らなければならない。

【没収】（※行政上の没収）

○関税法第69条の11第2項

税関長は、知的財産侵害物品に該当する貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

○関税法第69条の12第4項

税関長は、認定手続を経た後でなければ、前条第2項の措置をとることができない。

認定手続の流れ(輸入の場合)

【簡素化手続】(平成19年6月導入)

輸入差止申立てが受理された貨物
(特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密(不
競法)に係るものを除く)

輸入者に対し、**争う意思がある場合**には、
10執務日以内にその旨を書面で提出すべき
旨を通知

輸入者が争う
意思を示さな
い場合

**輸入者が争う
意思を示す場
合**

輸入申告(郵便物の提示)

審査・検査

知的財産を侵害する疑いのある貨物の発見

権利者・輸入者に通知

権利者・輸入者から証拠・意見の提出

侵害の該否を認定

侵害該当認定

非該当認定

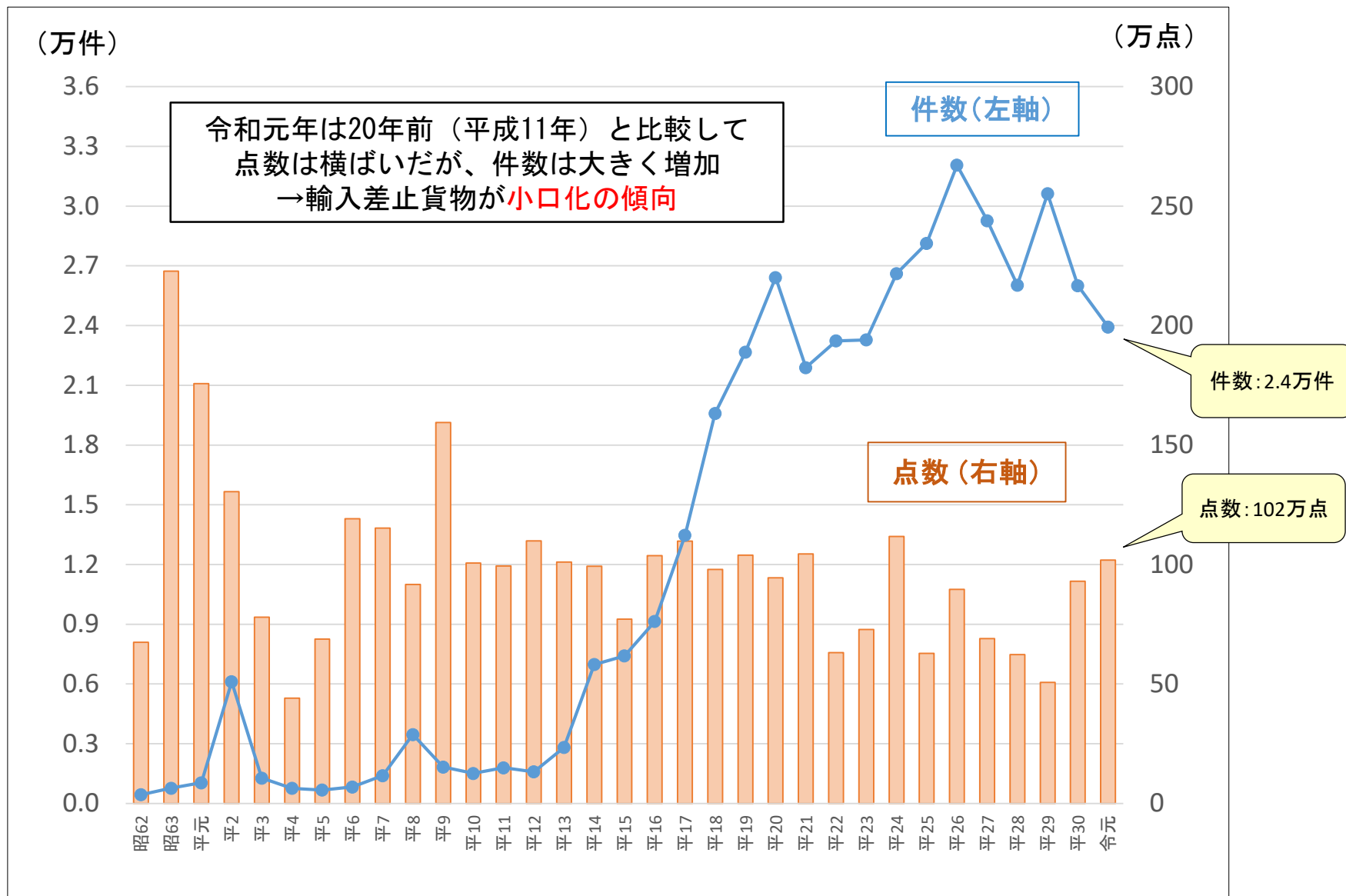
没収

輸入許可

【輸入差止申立て】＜関税法第69条の13第1項＞

特許権等の各知的財産権者又は不正競争差止請求権者は、
自己の知的財産権又は営業上の利益を侵害すると認める貨
物に関し、税関長に対し、当該貨物が輸入されようとする
場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立
てることができる。

輸入差止件数・点数の推移

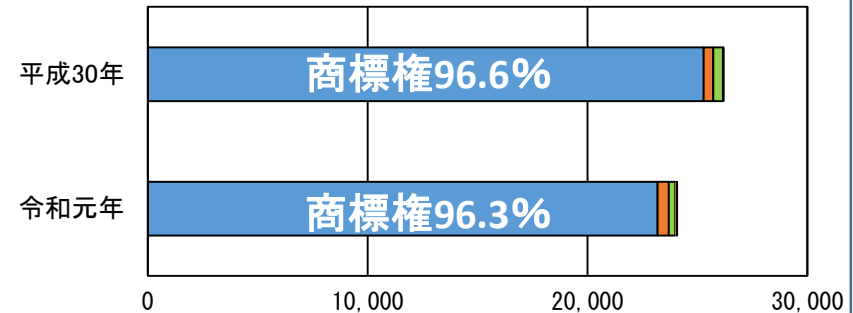


輸入差止件数の内容

例年変わらない
特徴

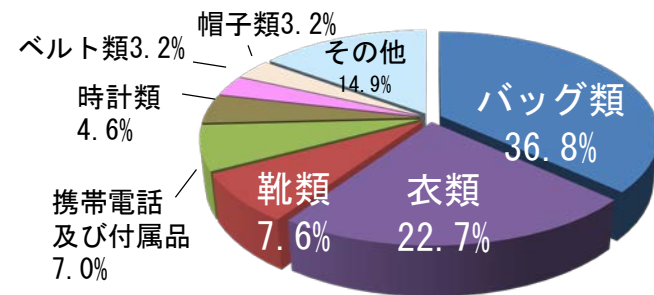
①知的財産別(件数)

商標権侵害物品が大半



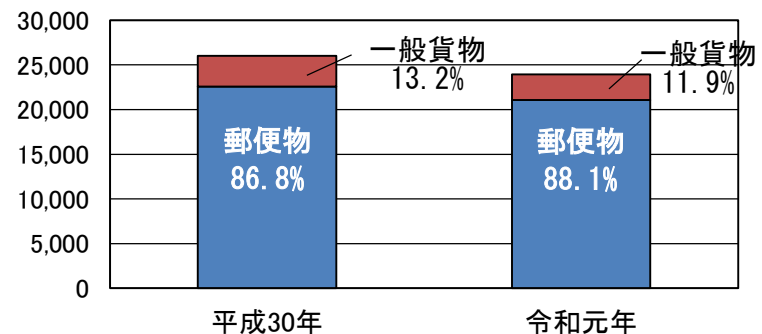
②品目別(件数)

バッグ類・衣類・靴類が多い

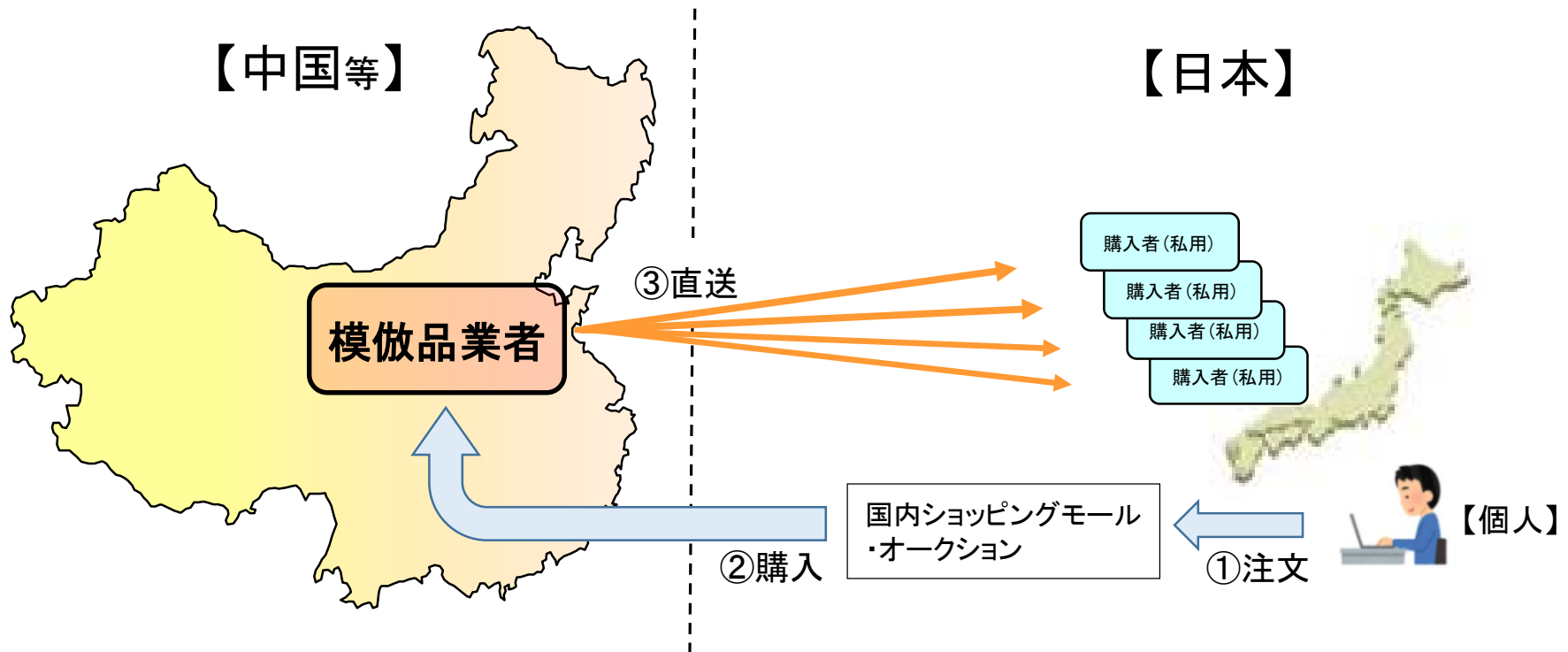


③輸送形態別(件数)

郵便物が大半



「越境ECによる模倣品販売」の現状



流通環境の変化

⇒ 海外の模倣品業者からの直送が増大

輸入者からの「争う旨の申出」

